

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金  
のご案内

五島市

# 1.新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金とは

緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯に対して、就職等に向けた活動を行うことなどを条件に、3か月間新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を支給します。

## 【支給額】

世帯人数	支給額
1人	60,000円
2人	80,000円
3人以上	100,000円

【支給期間】：3か月間（最大）

【支給方法】：支給決定を受けた方の口座に振込

【申請期限】：令和3年8月31日まで

## 2.自立支援金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～④のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 申請する月の前月までに、総合支援資金の再貸付が終了している世帯
- ② 申請月が、総合支援資金の再貸付の最終借入月である世帯
- ③ 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ④ 総合支援資金の再貸付の相談をしたが、申し込みに至らなかった世帯

上記世帯に該当したうえで、(1)～(6)のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 主たる生計維持者である（であった）こと
- (2) 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額（収入基準額＝基準額＋住宅扶助基準額に基づく額）未満であること（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	収入基準額	
	基準額	住宅扶助基準額に基づく額
1人	78,000円	32,000円
2人	115,000円	38,000円
3人	140,000円	42,000円
4人	175,000円	42,000円

※5人以上の世帯はお問い合わせください。

- (3) 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- (4) 今後の生活の自立に向けて、次のいずれかの活動を行うこと
  - イ. 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
  - ロ. 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと
- (5) 生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給していないこと
- (6) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

### 3.自立支援金の申請をするために必要なもの

- ① 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書
  - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書
  - ③ 住民票の写し（コピー）  
世帯全員が記載されたもの
  - ④ 特例貸付（総合支援資金の再貸付）が確認できるもの（コピー）  
再貸付の借用書（控）又は再貸付の貸付決定通知書  
※不承認だった場合は、不承認通知書  
④の提出が困難な場合は、「再貸付不承認・過去借入状況申告書」
  - ⑤ 収入関係書類（コピー）  
世帯全員分の収入が確認できる書類  
（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格証明書、年金手帳、その他各種福祉手帳）
  - ⑥ 預貯金関係書類（コピー）  
世帯全員分の金融機関の通帳等  
※貸付の振込確認ができるページ、支援金振込先口座番号等がわかるページも必要
  - ⑦ ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」（コピー）
- ◆生活保護を申請中の方のみ◆
- ⑧ 保護申請書（コピー）  
受領印付きのもの

## 4.自立支援金の申請から決定まで

### (1) 自立支援金の支給申請

必要書類を添えて、申請書を五島市社会福祉協議会又は五島市役所社会福祉課に提出します。

### (2) 自立支援金の審査

審査の結果、

#### 受給資格ありと判断された場合

- ① 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書」が交付されます。
- ② 上記証明書交付にあわせて下記書類が配布されます。
  - ・「求職活動状況報告書」 ⇒毎月提出
  - ・「職業相談確認票」 ⇒「求職活動状況報告書」と一緒に提出
  - ・「常用就職活動状況報告書」 ⇒「求職活動状況報告書」と一緒に提出
  - ・「常用就職届」 ⇒常用就職時に提出

#### 受給資格なしと判断された場合

- ① 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書」が交付されます。

## 5.自立支援金受給中の義務

支給期間中は、公共職業安定所の利用、五島市社会福祉協議会の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動等を行ってください。

### (1) 五島市社会福祉協議会の支援員等による支援を受ける

毎月1回以上、五島市社会福祉協議会の支援員等による面接等の支援を受けてください。

### (2) 公共職業安定所の職業相談を受ける

毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けてください。

その際「職業相談確認票」を提出し、公共職業安定所担当者に必要事項の記入と確認印をもらってください。

### (3) 求人先への応募又は面接を受ける

原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けてください。

これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。

## 6.受給中に常用就職した場合は届出が必要です

支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を提出してください。

提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

## 7.自立支援金を中止する場合があります

以下の場合には、支給を中止します。

- ① 誠実かつ熱心に就職活動等を行わない場合  
⇒当該事実を確認した月の支給から中止します。  
※生活保護の申請を行った場合は除く
- ② 常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合  
⇒原則としてその収入が得られた月の支給から中止します。
- ③ 支給決定後、虚偽の申請等、不適正な受給に該当することが明らかになった場合  
⇒直ちに支給を中止します。
- ④ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合  
⇒直ちに支給を中止します。
- ⑤ 生活保護費を受給した場合  
⇒生活保護担当部局と調整の上、支給を中止します。
- ⑥ 職業訓練受講給付金を受給した場合  
⇒支給を中止します。
- ⑦ 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合  
⇒直ちに支給を中止します。
- ⑧ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合  
⇒支給を中止します。

※支給を中止する場合には、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書」を交付します。

## 8.自立支援金を徴収する場合があります

自立支援金の支給中に、偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受けたことが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収します。

お問い合わせ先  
社会福祉法人五島市社会福祉協議会  
TEL : 78-0780(直通)  
FAX : 74-5666  
Mail : soudan@goto-shakyo.or.jp

お問い合わせ先  
五島市社会福祉課保護班  
TEL : 72-6121(直通)